


議案第20号

財産の無償貸付について

次のとおり財産を無償で貸付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議決を求める。

- 1 貸付財産 土地 所在 茨城県つくばみらい市陽光台一丁目1番3
地目 雑種地
面積 813.99㎡の内725.20㎡
- 2 指定用途 自転車駐車場
- 3 貸付先 東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号
公益財団法人 自転車駐車場整備センター
理事長 小澤 敬市

平成31年2月27日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 

提案理由

公益財団法人自転車駐車場整備センターが施設改修から管理運営までを一貫して行うことにより、市が財政負担をすることなく利用者の利便性の向上が図れることから、上記財産を地方自治法第237条第2項の規定に基づき無償にて貸付けするものです。